

# 大口NEWS

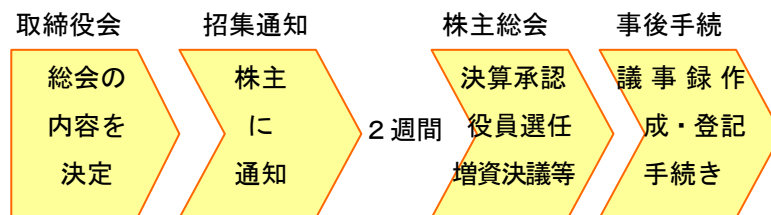


こんにちは。本格的な夏が始まり、花火大会や夏祭りなど楽しい季節になりました。  
さて、3月末の決算をされた会社様におかれましては、定時株主総会を6月末に開催され、役員変更の登記もお済ませになられた時期ではないでしょうか。まだお済ませでない場合には、当所にご依頼下さいね♪  
そこで、今回は定時株主総会の開催についてご案内いたします。企業経営には、法令順守は必須です。ぜひお役立て下さい。

## 会社法 株主総会開催手続・みなし決議

### 株主総会開催手続

株主総会は、株式会社における最高の意思決定機関です。毎年1回必ず、開催する必要があります。通常、株主総会は簡単に言うと以下の手順で開催します。(会社の機関設計などにより詳細は異なります。)



「面倒だから」、「どうせ、身内だけだから」と株主総会を開催しないで、全員が出席したという議事録だけ作成するということをしていませんか。相続で散らばってしまった株主から「株主総会を開くなんて聞いたことない!」「勝手にされてた!」と、後々トラブルのもとにもなりかねません。

株主が全員出席する場合には、招集手続は必要ありません。「どうせ、身内だけだから」ならなおさらお茶の間や喫茶店で団欒がてら、株主総会を開催してくださいね。

### みなし決議（報告）の同意書と株主総会議事録

それでも、集まったり、招集通知を出したりとやはり面倒という会社様に、今回は、株主総会を実際に開催しないでいいみなし決議（報告）という制度をご紹介します。集まる必要がありませんので、日程の調整が不要など、多くのメリットがありますので、コンプライアンスの点からもご検討下さい。

これは、取締役または株主が株主総会の目的事項を提案した場合に、その提案につき議決権を行使できる株主の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、現実には株主総会を開かなくても、可決する旨の株主総会決議があったものとみなされる制度です。

同様に、取締役が株主の全員に対して、株主総会に報告すべき事項を通知した場合に、その通知事項の株主総会での報告が不要であることについて、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は株主総会への報告があったものとみなされます。

## <メリット>

小規模で株主の少ない株式会社では、株主総会の書面決議の制度を使うことで、株主総会開催の費用と手間を節約することができます。

- ・ 株主総会の開催をしなくていい。
- ・ 全員から同意があった日が決議日となるので、招集通知を2（1）週間前に発送しなくてもいいので、迅速に決議できる。
- ・ 株主から書面を提出してもらうので、決議に同意したことが明確になる。

みなし総会決議（報告）の株主総会議事録は、以下の要領で作成します。

- ① 書面又は電磁的記録で作成すること
- ② 記載事項
  - ・ 株主総会の決議（株主総会への報告）があったものとみなされた事項
  - ・ 上記の事項を提案した者の氏名又は名称
  - ・ 株主総会の決議（株主総会への報告）があったものとみなされた日
  - ・ 議事録を作成した取締役の氏名

### 【みなし決議に関する同意書モデル】

株式会社〇〇御中

第〇回定時株主総会決議事項についての会社の提案の内容に対する同意書

私は、会社法第319条1項の規定に基づき、下記の会社の提案の内容に同意します。

住所  
氏名 〇

記

会社提案の内容

議案1 第〇期計算書類承認の件

以上

### 【みなし決議の株主総会議事録モデル】

第〇期定時株主総会議事録

会議の目的  
決議事項  
議案 第〇期計算書類承認の件

代表取締役〇〇より、当社第〇期計算書類の内容に対する同意の可否の意思表示を求めたところ、全株主から書面によりこれに同意する旨の意思表示がなされたため、当議案は平成〇年〇月〇日原案どおり承認可決したものとみなされた。

上記株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容を明確するため、本議事録を作成する。

平成〇年〇月〇日 株式会社  
株式会社〇〇 第〇回定時株主総会  
作成者 代表取締役 〇〇 〇

## おまけ よくあるご相談 ～定款紛失!?!～



銀行から、定款をもって来るように言われたのですが、定款がどこにあるのかわかりません。どうしたらいいでしょうか。



お探しの定款は、おそらく原始定款だと思いますが、原始定款は、設立時に公証役場で認証を受けているので、設立後20年以内であれば、認証を受けた公証役場にいけば、手に入ります。ただし、会社設立されてから、社名や目的を変更したりしていることが多いと思います。そして何より、平成18年5月の会社法施行により大きく定款の文言も変更になっています。ですので、この際に新しい定款を作成し、株主総会で承認を受け、それを会社の現行定款にすればいいのです。定款作成は、当方でさせていただきます。

### <本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所  
TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp  
ホームページ: <http://ookuchi-step21.jp> (大口NEWSのバックナンバーも掲載しています)

大口NEWSも12回目となりました♪あと少しで1年です。

「継続は力なり!」がんばりますので、どうぞお付き合い下さい。 (作成者: 梅田)

